

電気事業法の水力発電設備に係る検査資料・定期報告の不備事項(1/3)

参考資料③

No.	所管 産業保安 監督部	発電所名	出力 (kW)	発電開始年月	ダム名	水利使用許可 (変更) 期限 (上段：許可年月) (下段：許可期限)	ダム高 (m)	報告書名	事 実	備 考
1	北海道 産業保安監督部	糠平	42,000	昭和30年10月	糠平	昭和58年4月 平成25年3月	76	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>糠平貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>昭和43年に貯水容量の算出方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したこと、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため河床断面を補正し堆砂量を算出し報告していた。(昭和43年から)</li> </ul>	
2	北海道 産業保安監督部	芽登第一	27,400	昭和33年1月	元小屋	平成4年10月 平成26年3月	32	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>元小屋調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>昭和43年に貯水容量の算出方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したこと、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため河床断面を補正し堆砂量を算出し報告していた。(昭和43年から)</li> </ul>	
3	北海道 産業保安監督部	足寄	40,000	昭和31年1月	活込	平成3年10月 平成26年3月	34	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>活込貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>昭和43年に貯水容量の算出方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したこと、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため河床断面を補正し堆砂量を算出し報告していた。(昭和43年から)</li> </ul>	
4	関東東北 産業保安監督部	奥清津 奥清津第二	1,000,000 600,000	昭和53年7月 平成8年6月	カッサ 二居	平成14年1月 平成43年3月	90 87	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>カッサ、二居調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっているが、奥清津第二発電所の建設によって新設した取水口(カッサ調整池)、放水口(二居調整池)掘削によって一部堆砂測量の断面が変化したにもかかわらず、奥清津第二発電所建設前の断面を変更することなく、堆砂量報告を行っていた。(平成8年から)</li> </ul>	
5	中部近畿 産業保安監督部	尾上郷	20,000	昭和46年11月	大黒谷	平成11年5月 平成41年3月	34	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>大黒谷調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっているが、当初容量とその後の実測結果による貯水容量とに大きな差があったことから、当初容量からの連続性を保つため、河床断面を補正し、堆砂量を算出し報告書を提出していた。(昭和46年から)</li> </ul>	
6	中部近畿 産業保安監督部	十津川第一	75,000	昭和35年10月	風屋	平成5年3月 平成27年3月	101	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>風屋貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>「ダム堆砂状況について(河開発第40号 S42.4.6)」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したこと、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。(昭和43年から)</li> </ul>	

電気事業法の水力発電設備に係る検査資料・定期報告の不備事項(2/3)

参考資料③

No.	所管 産業保安 監督部	発電所名	出力 (kW)	発電開始年月	ダム名	水利使用許可 (変更) 期限 (上段：許可年月) (下段：許可期限)	ダム高 (m)	報告書名	事 実	備 考
7	中部近畿 産業保安監督部	十津川第二	58,000	昭和37年1月	二津野	平成10年8月 平成27年3月	76	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二津野調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>・「ダム堆砂状況について(河開発第40号 S42.4.6)」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。(昭和43年から)</li> </ul>	
8	中部近畿 産業保安監督部	池原	350,000	昭和39年9月	池原	平成5年10月 平成32年3月	111	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池原貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>・「ダム堆砂状況について(河開発第40号 S42.4.6)」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。(昭和43年から)</li> </ul>	
9	中部近畿 産業保安監督部	七色	82,000	昭和40年7月	七色	平成11年6月 平成35年3月	61	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七色調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>・「ダム堆砂状況について(河開発第40号 S42.4.6)」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。(昭和43年から)</li> </ul>	
10	中部近畿 産業保安監督部	小森	30,000	昭和40年8月	小森	平成11年6月 平成35年3月	34	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小森調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>・「ダム堆砂状況について(河開発第40号 S42.4.6)」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。(昭和43年から)</li> </ul>	

電気事業法の水力発電設備に係る検査資料・定期報告の不備事項(3/3)

参考資料③

No.	所管 産業保安 監督部	発電所名	出力 (kW)	発電開始年月	ダム名	水利使用許可 (変更) 期限 (上段：許可年月) (下段：許可期限)	ダム高 (m)	報告書名	事 実	備 考
11	中部近畿 産業保安監督部	尾鷲第一	40,000	昭和37年4月	坂本	平成6年3月 平成27年3月	103	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>坂本貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>「ダム堆砂状況について（河開発第40号 S42.4.6）」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。（昭和43年から）</li> </ul>	
12	中部近畿 産業保安監督部	尾鷲第二	25,000	昭和36年9月	クチスポ	平成6年3月 平成27年3月	35	堆砂状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>クチスポ調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。</li> <li>工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。</li> <li>「ダム堆砂状況について（河開発第40号 S42.4.6）」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じたこととなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。（昭和43年から）</li> </ul>	
合 計							12			